第二十九条の四第一項第五号ニ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

第二十九条の四第一項第五号ホ(3)中「第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号ホ(3)に次のように加える。

(イ)　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(ロ)　第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第六十四条の四第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十九条の四第一項第二号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたとき。

第六十六条の三十第一項第三号中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第六十六条の四十二第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれか」を「第六十六条の三十第一項第三号イ若しくはロ」に、「同号イからリまでのいずれか」を「同号イ若しくはロ」に改める。

第六十六条の五十三第五号イ中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(2)　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第六十六条の五十三第六号イ中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「除く。）」の下に「又は前号イ(1)」を加える。

第六十六条の六十三第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれか」を「第六十六条の五十三第五号イ(1)若しくは(2)」に、「同号イからリまでのいずれか」を「同号イ(1)若しくは(2)」に改める。

第六十七条の四第二項第二号中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第六十九条第五項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれか」を「第六十七条の四第二項第二号イ又はロ」に改める。

第七十九条の三十一第一項第三号中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者

ロ　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

第七十九条の三十六第五項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれか」を「第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロ」に改める。

第八十二条第二項第三号イ中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第九十八条第四項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者

第百一条の十八第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第百二条の二十三第四項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者

第百四十一条第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第百五十五条の三第二項第四号中「第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ　第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

第百五十六条の十四第一項中「第八十二条第二項第三号イからへまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者

第百五十六条の三十一第一項中「第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホ」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

第百五十六条の三十九第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第百五十六条の三十九第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第百五十六条の六十七第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第百五十六条の六十七第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。